

こんなとき、どうする？ スポーツ法律入門 指導者に求められる 危機管理能力

Part.1

監修◎望月浩一郎
(弁護士/虎ノ門協同法律事務所所属)
イラスト◎よしだゆうこ

本来は楽しいはずのスポーツが、予期しない事故によって、いきなり暗転してしまう…。ましてや、それが重篤な後遺障害や死亡事故となると、法的な責任が発生し、将来にわたって大きな禍根を残すことにもなってしまいます。本連載では、現場の指導者が心得ておくべき、スポーツ法律の基礎知識について、さまざまな事例を挙げながら紹介していきたい。



Q

この春からボランティアコーチとしてチームの指導に携わることになりました。活動中に選手に事故が起こった場合、責任を問われるのでしょうか？

A

有償であれ無償であれ、 指導者の責任は変わらない

ボランティアだからといって、指導者が責任を問われないということはありません。

1983年に津地裁で判決があった裁判例を紹介します。子ども会のハイキング中に川遊びをさせていたところ、指導者が少し目を離れた隙に9歳の子が深みにはまり、溺死してしまったのです。指導者は、無償の社会奉仕をしたものであって、これに対して過失責任は問われないと主張しました。しかし、裁判所は、子どもの安全を守るという注意義務は、無償の指導であることから直ちに否定されるものではなく、危険を予想することが困難であったと認めることもできないと判決しました。

人の命と健康を守るという点では、無償だから注意義務が低くなるということはありません。

指導者が自分の車で子どもたちを試合会場に連れて行く機会はよくあると思いますが、この場合も運転手である指導者のミスで事故を起こせば責任は問われます。事故を起こした責任は、有償であれ無償であれ変わらないというのが基本的な考え方です。

「無知」と「無理」が事故を引き起こす(その1)

スポーツ事故に関して私を感じるのは、「何が危険なのか」を指

導者自身が十分に知っていないということ。知らないから、危険なことを行っていない、そのことに気がついていない。知っていれば容易に防げる事故なのに、事故を生じさせてしまう。逆に、「何が危険なのかを、指導者がよく知らない」ために、「何が安全なのか」もわからずに、すべてを怖がって何もやりたがらない——この両極端な対応が目立ちます。

落雷事故について、2008年の最高裁判所判決の後、指導現場に、「じゃあどうすればいいのか」と不安が広がった時期がありました。そんな時、私は学校の先生方に、「雷の前兆・雷鳴が聞こえたり、稲光が見えたら無理せずに避難すれば落雷事故は簡単に防げる」「前兆があってもギリギリまで避難しない」という「無理」をするから事故が生じる」と話をすると、先生方は、そんな簡単なことかとホッとしていた姿が印象的でした。

「失敗から学ぶ」ことの大切さ

少なくない指導者が、そもそも自らが安全な指導を受けてきていない。そのために、指導者自身が、危険性を認識することができず、安全に配慮した正しい指導ができない。この悪循環に陥っているの

が現状だと考えています。リスクマネジメントの上で、「危機管理」というのは大変難しいことです。「危機管理」は、「不測の出来事がひき起す危機や破局に対処する政策・体制」ですから、これまで起こったことがない事故を予防することです。爆発事故を起こしたアポロ13号を地球に生還さ



「知る」こととリスクを回避かつ「正しい指導」で競技力を向上

せるために、地上で様々なシミュレーションを行ったのがまさにこの「危機管理」です。

スポーツの事故対策が遅れているのは、「危機管理」以前の問題です。以前にも同じような事故が起こっているのに、十分な対応をしないまま、同じ事故を何度も繰り返している。「こうやっ

たら、こう事故が生じた」という過去の具体例があるのですから、過去の事故例に学べば、容易に予防できる。「失敗から学ぶ」ことができていないのが何より問題です。

「敵を知り、己を知らば百戦危うからず」(孫子)。
「敵」を事故原因、「己」を事故対策に置き換えて考えてください。何より過去に生じた事故から学ぶという姿勢が大切。

りも過去に生じた事故から学ぶという姿勢が大切です。

例えば、海岸には「離岸流」というものがあり、地元の人には、「ここで海面に物を落とすと沖へ急激に流される」ということを知っています。ところが、たまたまレクリエーションなどで、指導者が「離岸流」の危険性を知らず、「浅瀬なら大丈夫だろう」と思って子どもを遊ばせていたら、足をさらわ

れた離岸流で沖へ流されて溺れてしまった——という事故が実際に起こっています。このように、ごく初歩的なことを知らなかったために事故が起こったケースは、めずらしくありません。

春は入学の時期であり、新入生を指導する機会が増える時期でもあります。この際、技量や体力に大きな差がある選手と一緒にプレイすると事故が起こりやすくなるため、注意が必要です。

例えば、ラグビーで高校生と社会人が試合をしたケースで、技術パワー、体格が違うことが事故の要因の1つと判断されている例が

あります。柔道の乱取りでの事故判例では、上級者が初心者を繰り返し投げつけて脳損傷を起こした事例が見られます。何度も投げを受ける、それも技量の違いから投げに切れがある。そのため、脳損傷が生じやすくなっているのではないかと考えています。

「無知」と「無理」が事故を引き起こす(その2)

こうした「無知」とともに、スポーツ事故の要因として多いのが「無理」です。

最高裁判決があった落雷事故のケースでは、予備日程が組まれていない大会でした。落雷の危険性があるとして試合を中断すれば、大会期間中に全試合が消化できません。このような状況での「無理」が事故の要因の1つです。

強風注意報が出ているにもかかわらず、「せっかくみんなが集まったんだから」と野球の練習を強行し、移動式のバックネットが風で飛ばされて下敷きになるとい

事故も起こっています。

「無理」という点に関しては、事故と同時に、オーバーユースで子どもたちを傷つけているというケースも少なくありません。少年野球では、オーバーユースにより選手が肘や肩を悪くする例が後を絶ちません。この点では、スポーツの安全対策は「事故型」と「障害型」の2つを考慮すべきといえます。

正しい指導法は、競技力向上の点でも重要ですが、同時に、安全で健康を守る上でも必要です。しかし、現実には無理をした指導を行う危険性を知らず、素晴らしい素質を持った子どもたちをジュニアの段階で潰しているというケースがよくあります。高校野球で活躍したのに、その後はケガのために活躍できない選手も稀ではありません。

競技力を向上させるだけでなく、スポーツの法律的、医学的側面を学び、知ることも、事故予防の重要性を考える上で、指導者に必要なことなのです。



もちづき・こういちろう
1956年山梨県生まれ。京都大学法学部卒業。84年弁護士登録(東京弁護士会)。虎ノ門協同法律事務所所属。専門分野は、スポーツ事故、医療事故、過労死、労災職業病事件。日本体育協会日本スポーツ少年団常任委員。国民体育大会第2期実施競技選定ワーキンググループ委員。